

【旅行条件書 国内募集型企画旅行＝地域限定】

1 本旅行条件書について

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2 募集型企画旅行契約

この旅行は「成田超開運ツアー」(千葉県知事登録旅行業 地域—983 号 以下「当社」と言います) が企画実施する旅行であり、このツアーに参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約(以下、「旅行契約」と言います)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。

3 旅行のお申込みと解約

電話、ファックス、電子メールなどで、お申し込みの場合の方法は下記の通りです。

- ①「当日代金を受領するツアー」の場合は、当社が予約を受け付け承諾の旨の通知した日ではなく、旅行開始前の当社が申込金を受領した時点で契約が成立します。
- ②「申込金が事前に必要なツアー」の場合も同じく当社が予約を承諾した日ではなく、旅行当日の 7 日前までに、申込金として旅行代金が 1 万円未満の場合は全額、1 万円以上 3 万円未満は 5 千円を当社が受領した時点で契約の成立となります。申込金はツアー代金に充当されますが旅行代金に不足を生じる場合は、その差額をツアー当日までにお支払いください。

4 旅行の取り消し、取消料

お客さまは所定の手続きにより、下記にある通り取消料を当社に支払うことなく旅行を取りやめることができます。

- ①「当日代金を受領するツアー」の旅行は、取消料は当社の予約受付日からツアー前日までは無料、当日の取り消しが千円、当日の無連絡不参加の場合は旅行代金の全額を後日請求します。
 - ②「申込金が事前に必要なツアー」の場合は、取消料は当社の予約受付日からツアー当日の 10 日～8 日前は 20%、7 日前～2 日前は 30%、前日は 40%、当日は 50%、当日のツアー開始後の取り消し、無連絡不参加は旅行代金の 100%を後日請求します。また申込金は取消料の一部となりますが、取消料に対して申込金の過不足が生じた場合は、後日清算します。
- 当社の責による旅程やツアー内容の変更、ツアー代金の増額、確定書面の不交付などの場合は、お客様はいつでも取消料なしで解約することができます。

5 申込みの条件、資格

- ①18 歳未満の未成年者は保護者の同伴が必要です。
- ②慢性疾患など現在罹患中の方、妊娠中の方 障害をお持ちの方、介助犬使用者の方はお申し出ください、当社は可能な限りこれに応じますが介助者の同行をお願いするか、場合によっては参加をお断りする場合があります。
- ③信仰の対象となる 宗教施設を含むツアーでは、他の信者や参拝者にご配慮をお願いします。添乗員は一時的な参拝の作法 をお教えしますが、教義に通じているわけではありません。
- ④ツアー催行中は他のお客様に対し、政治宣伝や宗教の勧誘は禁止します。
- ⑤ツアー催行中は当社以外物品の販売できません。
- ⑥暴力団員 等の反社会勢力は参加をお断りします。
- ⑦当社に対しての暴力や脅迫による不当な要求行為、偽計を用いて当社の信用を毀損し、それを広く一般に流布する行為を行った場合は参加をお断りします。
お客様の行為が他のお客様に迷惑を及ぼし、ツアーの円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断をした場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- ⑧お客様は事前の当社からの旅行条件書、
旅行日程表などのメール等連絡文書を確認し、更に当日の天気予報や報道にも注意して一義的に自身の安全を図り、旅行当日には良好な体調を保持するという義務があります。
- ⑨ツアーのパンフレット等に記載しております、最小催行人員に達しない場合はツアー自体を取りやめます。

6 旅行者の交代

一時離脱や追加 旅行者の交代は、ツアー開始前に当社の所定の用紙に記入したのち交代が出来ますが、旅行開始後 の交代や途中参加は認めません。またツアーの行程から離脱する場合はその時点で契約終了とします。

7 確定書面

確定した旅行日程表は、ツアー開始 1 週間前までにお渡し(メールでのご連絡)します。

8 旅行代金

ツアー代金に含まれるものは旅行日程表に明示した船舶、鉄道、バス等の利用運送機関の運賃・料金、観光の料金、添乗員費用です。ツアー 代金の増額がある場合は直ちに当社ホームページの料金を変更し、該当のお客様には旅行日より 15 日以前にお知らせします、また減額する必要がある場合は旅行当日にお返しします。食事や博物館等の常設展以外の入場料、アトラクションの料金は、旅行日程表に特に記載している 場合を除きツアー代金には含まれておりません。お客様のツアー取消による申込金の返金は、金融機関所定の振込手数料を差し引いた金額になります。

9 当社の責任、補償

当社及び当社の代行者が故意または、過失によりお客様に損害を与えた場合はそれを補償します。その場合は損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限られます、また手荷物の場合は14日以内とし、当社に責がある場合を除き一律最高15万円とします。但し、交通機関やツアー先での天候、火災、事故、暴動、罷業、公官庁の命令などによるツアーの中止や、交通機関の遅延などによるコースやサービスの変更、滞在時間の短縮などによるお客様の不利益、食中毒、盗難、紛失による被害、お客様の自由行動中の事故は補償の対象外になります。

10 お客様の責任

4の「申込みの条件、資格」にある、お客様の年齢、体調等が当社の申込みの条件、資格を満たさない場合や、疾病など当社が特別な注意を払う必要があるお客様にも関わらず、その申し出がなかった場合は、それを起因とするお客様の事故や傷害には当社は責任を負いません。さらにそれにより他のお客様や当社に損害が発生した場合は、金銭的な補償を求めることがあります。

11 特別補償と旅程保証

当社はお客様がツアー参加中に生命・身体に蒙られた被害に対し、当社の責任の有無を別にして補償いたします。但しこれは当社の旅程管理の中で生じた事故の場合であり、当社が手配を行わない期間は含みません。旅行日程表に特別補償の対象外であると表示しますのでご確認ください。尚補償金額などの詳細は当社ホームページ(旅行業約款)をご覧ください。

また旅程保証については、担当添乗員の体調不良などで、当日他の添乗員や旅程管理主任者の有資格者の代行がなく、当社の責により旅行を中止する場合のみ、申込金を含むツアー代金に相当する金額を上限として、旅行当日の翌日から30日以内に変更補償金をお支払いいたします。

12 お客様へのツアー中止の連絡

最小催行人員に満たずツアーを中止する場合は遅くとも2週間前に、お申込者様(代表者)のみにご連絡します。

旅行に関するお問い合わせは、「成田超開運ツアー」

総合旅行業務取扱管理者 根本忠和 090-9966-8324

住所 286-0007 成田市はなのき台3-6-23 II-101 がお受けします。